# 3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

## (1)特に配慮すべき風致景観及び自然環境

本公園は、日本最大の山岳公園であり、2 管理の基本方針に記載されているように、雄大で 奥深い原生的な自然景観を有し、奥深い森林、広大な高山植物群落、高山帯を中心に生息・生育 する動植物とそれらから構成される生態系が特徴であり、周氷河地形や火山活動に由来する峡 谷・柱状節理等の地形とともに一体的に保全されるよう配慮する必要がある。

# (2)関連施策との連携

本公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法だけでなく各種関連法令やそれに基づく施策等によって実施されていることから、さらに緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な推進を図る。

#### ア 国有林施策との連携

本公園は、90%以上が国有林となっている。これらの区域においては、国有林の管理経営の 方針と整合を図りながら、公園管理を推進する。

国有林野施業実施計画では、施業、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林及び緑の回廊の名称及び区域、レクリエーションの森の名称及び区域が定められている。本公園においては、原生的な天然林を保存することにより自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に資することを目的とする「森林生態系保護地域」、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存を目的とする「植物群落保護林」、森林レクリエーションを楽しんでもらう「レクリエーションの森」が設定されている。それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用を図る。

国有林内において、(3)エ (ア)の記載種の鳥類の生息や営巣が確認された場合には、 森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について調整を図り適切な対応を検討する。

# イ 道有林施策との連携

本公園は、約3%が道有林となっている。これらの区域においては、道有林の整備・管理の 方針と整合をとりながら、公園管理を推進する。

道有林の整備・管理計画においては、森林が優先して発揮すべき機能・担うべき機能の向上を目的に森林を区分し、適切な整備及び保全を図っている。本公園においては、国土の保全と水資源のかん養を目的とした「水土保全林」、生物多様性保全及び森林と人間との共生を目的とした「森林と人との共生林」が設定されている。それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用を図る。

道有林内において、(3)エ (ア)の記載種の鳥類の生息や営巣が確認された場合には、森林管理者へ情報を提供し、施業の取扱等について関係機関との調整を図り適切な対応を検討する。

# ウ 天然記念物施策との連携

本公園は、約10%強が特別天然記念物となっている。

大雪山は、昭和 46 年に保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域である天然保護区域として天然記念物の指定を受けた。さらに昭和 52 年に世界的にまた国家的に価値が高いものとして特別天然記念物に指定変更され、区域に存在する動植物、地質鉱物等は厳重な自然の保護が図られている。本公園の中でも核となる地域が指定されており、原生的な自然の保護を図っている。

また、ウスバキチョウやダイセツタカネヒカゲ等の高山蝶やクマゲラ、イヌワシ、シマフクロウ等の鳥類が種として天然記念物に指定されているほか、昭和 43 年に然別湖のオショロコマ生息地が北海道の天然記念物に、昭和 26 年に羽衣の滝が北海道の史跡名勝に指定されている。

国立公園内において、これらの天然記念物の適正な保護が図られるよう関係機関と連携して 対応していく。

#### エ 景観法施策との連携

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、国立公園の景観の保護について連携を図る。

### (3)野生動植物の保護管理

本公園は、原生的な自然環境が維持されており、希少な野生動植物が生息・生育している。一方、ヒグマやエゾシカ等による人への危害や自然植生への影響、特定外来生物をはじめとする外来生物の侵入・定着による生態系への影響が懸念されている。このため、関係機関等と連携し、野生動植物の保護管理に必要な施策の導入を図る。

### ア 鳥獣保護区の指定状況

本公園の約 19%が鳥獣保護区となっている。山岳部の 35,534ha が大雪山国指定鳥獣保護区に、山麓地域の 9 箇所の地区が道指定鳥獣保護区に指定され、鳥獣の保護と生物多様性の確保が図られている。これらは、大規模な生息地として、また代表的な渡来地、繁殖地として設定され、鳥獣の捕獲が禁止されるほか、特別保護地区においては、開発行為についても規制がかけられている。

### イ ヒグマ

ヒグマは、本公園の生態系の頂点に位置する大型の野生動物であり、全域にわたって生息していると考えられており、高い自然の質を示す指標にもなっている。一方、歩道やキャンプ場等の公園利用者に人的被害を及ぼす可能性もある。

このため、公園利用者等に対してヒグマの生態や出没状況の周知を図るとともに、鳥獣関係機関、施設管理者、土地所有者等と連携し、ヒグマとの遭遇防止のため、次の対応を考えていく必要がある。

- ・ 生息確認情報の収集及び情報の共有化・発信
- ・ 公園内施設における生ゴミ等誘因物質の管理の徹底
- ・ 出没地周辺施設の立入禁止措置の実施、登山道の注意看板の設置

#### ウ エゾシカ

エゾシカの個体数は、近年増加を続けており、本公園内でも十勝管内や層雲峡を中心に道路上からも比較的容易に目撃されるようになっている。これに伴って、樹皮の食害による森林への影響が懸念されるほか、車とシカとの衝突事故が発生する等公園利用者の安全な交通確保上の問題が発生している。

このため、個体数の推移を踏まえながら、必要に応じ、鳥獣関係機関等と連携し、次の対策 を考えていく必要がある。

- ・ 食害による自然環境への影響の把握を目的としたモニタリングの実施
- ・ 標識整備による道路利用者への注意喚起
- ・ パンフレットや広報によるシカの行動の知識及び事故防止策の徹底

### エー希少野生動植物の保護

希少野生動植物の現状

我が国における希少野生動植物の保護については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき国内希少野生動植物種が指定され、捕獲や流通の規制等が行われているほか、道内においては、「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく施策が行われている。

本公園は、高い原始性を特徴としており、あまり人の手が加わっていない自然環境が広い面積で残され、これらの生態系が本公園の風致景観を形成している。北海道内で記録されている希少野生動植物のうち、本公園内に生息しているものが多いが、これは高山帯の寒冷な気候条件下で隔離分布していたり、開発が進む平野部と比較して自然が撹乱されておらず、生息のために必要な環境が残っているためと考えられる。本公園の特徴の一つである広大な高山帯には、他に類を見ない大規模な高山植物群落が存在しており、そのお花畑景観は本公園の景観の中核となっている。この高山植物群落は、群落の規模の大きさとともに、固有種や隔離分布種の多いことが特色である。亜高山帯以下にも、湿地、噴気地帯等において、特徴的な植物種が多い。

国立公園管理業務の上でも、これら希少野生動植物の保護を念頭に置く必要がある。特に、高山蝶や高山植物、湿地性の樹木の保護に関しては、規制の周知やパトロールが実施されているが、違法採集、盗掘が後を絶たない状況にあり、固有種などは絶滅のおそれもあるため、対策の強化が必要である。また、写真撮影等に際し、個体・生息環境に影響を及ぼさないよう周知を図る必要がある。

大雪山国立公園内で記録のある希少動植物種は、つぎのとおりである。

## (ア)大雪山国立公園で記録のある希少動物種

・レッドリスト掲載種

絶滅危惧 A類(鳥類) シマフクロウ、ミユビゲラ

絶滅危惧 B類(鳥類) オジロワシ、クマタカ、イヌワシ、チュウヒ、

キンメフクロウ

絶滅危惧 類(鳥類) オオワシ、ハヤブサ、クマゲラ

準絶滅危惧 (鳥類) ミサゴ、オオタカ

絶滅危惧(A+B)類(昆虫)チャマダラセセリ

絶滅危惧 類(昆虫) クモマベニヒカゲ、オオイチモンジ

準絶滅危惧 (昆虫) ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、

アサヒヒョウモン、カラフトルリシジミ

準絶滅危惧 (哺乳類) エゾオコジョ

・天然記念物

国指定天然記念物 ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、アサヒヒョウモン、 カラフトルリシジミ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ、

クマゲラ

道指定天然記念物 然別湖のオショロコマ

・種の保存法対象種(国内希少野生動植物種)

オオタカ、クマタカ、オオワシ、イヌワシ、オジロワシ、ハヤブサ、 シマフクロウ、ミユビゲラ

・北海道希少野生動植物の保護に関する条例対象種(指定希少野生動植物)

ヒメチャマダラセセリ、ウスバキチョウ、アサヒヒョウモン、 ダイセツタカネヒカゲ、カラフトルリシジミ

### (イ)大雪山国立公園で記録のある希少植物種

・レッドリスト掲載種

ダイセツトリカブト、ダイセツヒナオトギリ、リシリゲンゲ、 ウスユキトウヒレン、エゾイワツメクサ、エゾタカネツメクサ、 エゾゴゼンタチバナ、エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウ等

- ・天然記念物 (該当なし)
- ・種の保存法 (該当なし)
- ・北海道希少野生動植物の保護に関する条例対象種(指定希少野生動植物)

ダイセツヒナオトギリ

### 公園管理上の対応方針

#### 希少動物について

自然公園法では、特別保護地区内において動物の捕獲、殺傷等について、また、特別地域では指定動物種(平成19年1月現在大雪山国立公園においては指定無し)の捕獲、殺傷について規制がかけられている。また、特別地域内の行為許可等において、自然環境への影響に配慮するような条件等が付せられる場合があり、これらの行政処分にあたっては、上記希少動物の生息に影響を極力与えないように配慮することも可能である。

具体的には、希少野生動物の生息情報があり、その生息の可能性が高い箇所等においては、必要に応じ希少野生動物の生息の有無について行為地の調査をさせ、これら希少野生動物が生息していることが確認された場合、それらの動物は当該特別地域の良好な風致の一部であることに鑑み、工作物の新築等行為許可の申請については、これらの生息に極力影響を及ぼさないような措置(繁殖時期を避けて工事を実施すること、繁殖地として明らかな地区の回避、生息のために必要と考えられる環境の保全等)を講じさせるものとする。また、生息環境の変化により当該地域における個体群の絶滅が懸念されるような場合などには必要に応じて生息状況のモニタリング等の条件を付すものとする。

また、上記希少動物種の生息についての情報がよせられた場合、また、自然保護官等の 調査により生息の確認が得られた場合には、関係機関と連携をとりつつ、可能な範囲で生 息状況の情報収集、確認調査等を実施する。

ウスバキチョウなど、大雪山国立公園にしか生息していない貴重な高山蝶は、マニアによる違法採集が後を絶たないため、大雪山国立公園パークボランティア等による監視パトロールや普及啓発が実施されており、今後ともこの高山蝶の違法採集対策を充実する必要がある。

# 希少植物について

特別保護地区及び特別地域における指定植物採取の許可申請に対する取扱いは、学術調査等公益上必要性が高い行為に限り許可することとし、その場合でも採取数を必要最小限とするよう指導調整する。

他の行為の許認可申請に対しては、極力事前に行為地の植生を調査させ、高山植物等自然公園法に基づく指定植物、道条例に基づく指定希少野生動植物の生育が確認された場合には、群落の回避や移植等の適切な措置を講じさせることとする。

また、盗掘防止のため、関係機関との連携を図りつつ、注意看板等による規制の周知徹底、パトロールの強化充実を図る。

### オ 外来生物の侵入・定着の防止

本公園には、高山帯に生息する動植物が数多く存在し、これらは微妙なバランスの上に成立 している生態系を構成している。大雪山には固有の種も多く、外来生物が侵入することにより、 生態系のバランスが崩壊するおそれがある。このため、外来生物の公園内への持ち込みを可能 な限り防止する。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特 定外来生物については、公園内への侵入が確認された場合は、必要に応じて防除活動を実施していく。

特に、平成 18 年 9 月に特定外来生物としての規制が始まったセイヨウオオマルハナバチについては、公園内への侵入、定着が懸念されることから、関係機関等とも連携し、公園周囲を含め同法に基づく防除を実施していく。また、同じく平成 18 年 2 月に指定されたウチダザリガニについては、すでに然別湖で定着が確認されていることから、環境省及び鹿追町を中心に防除を実施しているが、他の水域において発見された場合には、関係機関とも連携し、防除を実施していく。

【指定植物】 特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	チシマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、コスギラン、タカネヒカゲノ
	カズラ
イワヒバ	コケスギラン、エゾノヒモカズラ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ(ヘビノシタ)
オシダ	オクヤマワラビ、カラフトメンマ、ウサギシダ
ウラボシ	イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン(ミヤマハイビャクシン) リシリビャクシン
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ、ミヤマヤチヤナギ、エゾマメヤナギ、マルバヤナギ(エ
	ゾノタカネヤナギ )、イヌマルバヤナギ
タデ	マルバギシギシ(ジンヨウスイバ) ヒメイワタデ(チシマヒメイワタデ
	を含む)、エゾイブキトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタ
	デ、カラフトノダイオウ、タカネスイバ
ナデシコ	エゾタカネツメクサ、エゾミヤマツメクサ、コバノツメクサ、クシロワチ
	ガイ、エゾマンテマ、カラフトマンテマ、カンチヤチハコベ、エゾフスマ
	(シラオイハコベ) エゾイワツメクサ、シコタンハコベ
キンポウゲ	エゾノレイジンソウ ( ダイセツレイジンソウ ) ダイセツトリカブト、エ
	ゾトリカブト、エゾホソバトリカブト、アカミノルイヨウショウマ、フク
	ジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキ
	ンカ、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ツクモグサ、ミヤマキン
	ポウゲ、モミジカラマツ、シナノキンバイ(エゾキンバイソウ ) ベニバ
	ナヤマシャクヤク
メギ	ナンブソウ
スイレン	エゾヒツジグサ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	イワオトギリ(ハイオトギリ) ダイセツヒナオトギリ
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン、コマクサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、エゾイワハタザオ、ミヤマタネツケバナ(ミネガラシ) 
	モイワナズナ (ソウウンナズナ ) ハクセンナズナ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ) イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ウメバチソウ(エゾウメバチソウを含む) トカチスグリ、
	シコタンソウ(レブンクモマグサ) ヒメクモマグサ、ダイモンジソウ、
	ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、クモマユキノシタ (ヒメヤマ
	ハナソウ ) チシマクモマグサ、チシマイワブキ
バラ	クロミサンザシ、チョウノスケソウ、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソ
	ウ、チングルマ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、ウラジロキンバイ、
	クロバナロウゲ、ミネザクラ (チシマザクラを含む) オオタカネバラ、
	ホロムイイチゴ、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ(ケトウウチソウを
	含む ) ダイセツトウウチソウ(リシリトウウチソウ) タテヤマキンバイ、
	マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケ
マメ	タイツリオオギ、リシリオオギ、チシマゲンゲ、エゾオヤマノエンドウ、
	リシリゲンゲ ( タカネオオギ )
フウロソウ	チシマフウロ(トカチフウロ) エゾフウロ
スミレ	ジンヨウキスミレ、キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、タカネスミレ(エ
	ゾタカネスミレ ) エゾキスミレ、タニマスミレ (オクヤマスミレ)
アカバナ	ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、エゾアカバナ、ホソバアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ、エゾゴゼンタチバナ
セリ	レブンサイコ(チシマサイコ) エゾヤマゼンコ、ハクサンボウフウ(エ
	ゾノハクサンボウフウ ) シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、カラフトイチヤク
	ソウ(エゾイチヤクソウ) ベニバナイチヤクソウ(ベニイチヤクソウ)
	ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、
	イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ(エゾイソツ
	ツジ ) ヒメイソツツジ、ミネズオウ、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、
	アオノツガザクラ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシ
	オ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ(シロバナシャクナゲ、エゾ
	シャクナゲを含む)、エゾツツジ、エゾムラサキツツジ、ミヤマホツツジ、
	クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、エゾコザクラ(リシリコザクラ) ツマトリソウ、コツ
	マトリソウ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
リンドウ	クモイリンドウ、ヨコヤマリンドウ、リシリリンドウ、ミヤマリンドウ、
	ハルリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、
	ユウバリリンドウ、ハナイカリ、ミヤマアケボノソウ、イワイチョウ、ミ
	ツガシワ
ムラサキ	エゾルリソウ、エゾムラサキ
シソ	ムシャリンドウ、エゾタツナミソウ
ゴマノハグサ	ホソバウルップソウ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ(エゾヨツバシオ
	ガマを含む )、キバナシオガマ、タカネシオガマ、イワブクロ (タルマエ
	ソウ ) キクバクワガタ (シラゲキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタ
	を含む ) エゾヒメクワガタ
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒョウタンボク、チシマヒョウタンボク、ウコンウツギ
オミナエシ	タカネオミナエシ (チシマキンレイカ)
キキョウ	モイワシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ
キク	エゾノチチコグサ、ウサギギク(エゾウサギギクを含む) サマニヨモギ
	(シロサマニヨモギを含む) エゾハハコヨモギ、フタマタンポポ、ミヤ
	マアズマギク、タカネニガナ、トウゲブキ、カンチコウゾリナ(タカネコ
	ウゾリナ)、ダイセツヒゴタイ、ナガバキタアザミ、ウスユキトウヒレン
	(ユキバトウヒレンを含む)、タカネキタアザミ、ミヤマオグルマ、ミヤ
	マアキノキリンソウ(コガネギク、キリガミネアキノキリンソウを含む)
	クモマタンポポ
ホロムイソウ	ホロムイソウ
ユリ	ツバメオモト、クロユリ、ミヤマクロユリ、ショウジョウバカマ、ニッコ
	ウキスゲ(エゾゼンテイカ、ゼンテイカ) タチギボウシ、クロバナギボ
	ウシ(ヤチギボウシ) エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマアマナ、チ
	シマゼキショウ(リシリゼキショウ) ヒメイワショウブ、オオバナエン
	レイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ(シロバナエンレイソウ)
	コバイケイ(ウラゲコバイケイを含む)
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	エゾホソイ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、エゾノミクリゼキショウ(ク
	モマミクリゼキショウ)、クロコウガイゼキショウ、タカネイ(シロウマ
	ゼキショウ )、タカネスズメノヒエ ( ミヤマスズメノヒエ )、クモマスズメ
	ノヒエ

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマノガリヤス、タカネコメススキ、
	ミヤマコウボウ、ミヤマアワガエリ、ナンブソモソモ、リシリカニツリ
ミクリ	ホソバウキミクリ、チシマミクリ(タカネミクリ)
カヤツリグサ	タカネヤガミスゲ、キタノカワズスゲ、ヒメアゼスゲ、ミヤマクロスゲ、
	イトキンスゲ、ヤリスゲ、ヤチスゲ、ムセンスゲ、ホロムイスゲ、カワズ
	スゲ(ヤチカワズスゲを含む) キンスゲ、リシリスゲ、ダイセツイワス
	ゲ、オノエスゲ、サヤスゲ、ヌイオスゲ(シロウマヒメスゲ) エゾワタ
	スゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、タ
	カネクロスゲ
ラン	アオチドリ、サイハイラン、アオスズラン(エゾスズラン) オニノヤガ
	ラ、アケボノシュスラン、ノビネチドリ、ミヤマモジズリ、クモキリソウ、
	フタバラン(コフタバラン) ホザキイチョウラン、アリドオシラン、サ
	カネラン、ハクサンチドリ(ウズラバハクサンチドリを含む)、 コケイラ
	ン、タカネトンボ、シロウマチドリ(ユウバリチドリ) キソチドリ、ホ
	ソバノキソチドリ